

私立大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力の防止について

－ 声明 －

令和5年11月27日
一般社団法人日本私立大学連盟
会 長 田 中 愛 治

現在、セクシュアルハラスメントを含む性暴力は、極めて深刻な社会問題となっており、政府においても被害を防止するための法整備等が進められています。

社会に貢献し豊かな未来を切り拓く人材の育成が使命である大学において、セクシュアルハラスメント・性暴力は、断じて許されるものではありません。教職員や学生をはじめ教育研究に関わる様々な人々が集う大学は、これらの行為が個人の尊厳を傷つけ人権を侵害すること、また教職員と学生との間だけでなく学生間でも起き得る可能性があることを強く認識し、防止に向けた体制づくりに努めなければなりません。

日本私立大学連盟（以下「私大連」）では、「私立大学ガバナンス・コード」において「ハラスメント」を大学の継続性を脅かす危機の一つとして位置づけ、適切な対応ができなければ、教育研究活動の継続のみならず広く社会からの信頼を得ることはできないとし、会員法人に対し危機管理体制の構築を求めています。

私大連は、セクシュアルハラスメント・性暴力を決して許さないことを表明し、以下の通り、会員法人におけるこれらの行為の防止及び行為者への厳正な対応に向けた具体的な取組みを推進することとします。

<私大連会員法人の取り組むべき事項>

1. セクシュアルハラスメント・性暴力に関する継続的な研修や啓発活動の実施
2. セクシュアルハラスメント・性暴力を見逃さないための相談体制や適切に対応するために必要な体制の構築
3. 行為者に対する厳正な対処方針、懲戒処分基準の明確化
4. 教職員採用時のセクシュアルハラスメント・性暴力等の懲戒処分歴の確認
5. 行為者を懲戒処分とした場合の適切な公表
6. 警察や医療機関等の学外機関との連携